

予 算 見 積 書

年度	会 計 名
8	水 道 事 業 会 計

区分	事業コード	事 業 名
継続	0 1 1 9 0	特別利益

(単位：千円)

前年度予算額 (A)	本年度見積額	調整額 (B)	比較増減 (B-A)
89,478	47,516	47,516	△ 41,962

事 業 の 内 容	目 的	当年度の経常的な損益計算に算入されない特別な収益を収入するもの。							
	内 容 及 び 積 算 内 訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding-left: 20px;">〈収益的収入〉</td> <td style="text-align: right;">47,516 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1 特別利益</td> <td style="text-align: right;">47,516 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(1) 固定資産売却益</td> <td style="text-align: right;">27,516 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(2) その他売却益</td> <td style="text-align: right;">20,000 千円</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">神奈川県公営企業財務規程 (売却) 第107条 有形固定資産を売却した場合において、その帳簿価額と売却額とに差額が生じたときは、その差額は、特別利益又は特別損失をもって整理するものとする。ただし、その差額が少額の場合は、経常損益をもって処理することができる。</p> <p>神奈川県公営企業財務規程の運用について 第107条 (売却) 関係 固定資産売却損益等に係る特別損失又は特別利益の経理処理については、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 決算手続 固定資産売却損益（ただし、土地造成事業や投資不動産を除く。）、前期損益修正、偶発的臨時損失等の処理については、特別利益又は特別損失として処理する。ただし、金額が1件1,000万円未満（消費税等を含む。）である場合は、当期の費用又は収益については、それぞれの当該科目で、それ以前の期の費用又は収益については、雑支出又は雑収益で処理する。 ～省略～</p> <p>(2) 予算手続 前号に係る予算経理は、それぞれの事業会計の「特別利益（項及び目とも同じ）」又は「特別損失（項及び目とも同じ）」として整理するものである。</p>	〈収益的収入〉	47,516 千円	1 特別利益	47,516 千円	(1) 固定資産売却益	27,516 千円	(2) その他売却益
〈収益的収入〉	47,516 千円								
1 特別利益	47,516 千円								
(1) 固定資産売却益	27,516 千円								
(2) その他売却益	20,000 千円								